

[事案 2023-250] 新契約無効請求

・令和6年7月8日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年12月に契約し、令和4年1月に減額した個人年金保険について、将来生活スタイルの変化があることを見越して、減額の可能性があることを募集人に伝えていたにもかかわらず、減額が一部解約になり、解約返戻金が既払込保険料を下回ることについての説明がなかったことから、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対して、減額に伴う元本割れの可能性があることを口頭で説明した。
- (2)募集人は、申立人に対して、契約時に交付する注意喚起情報においても、元本割れの可能性があることを説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。